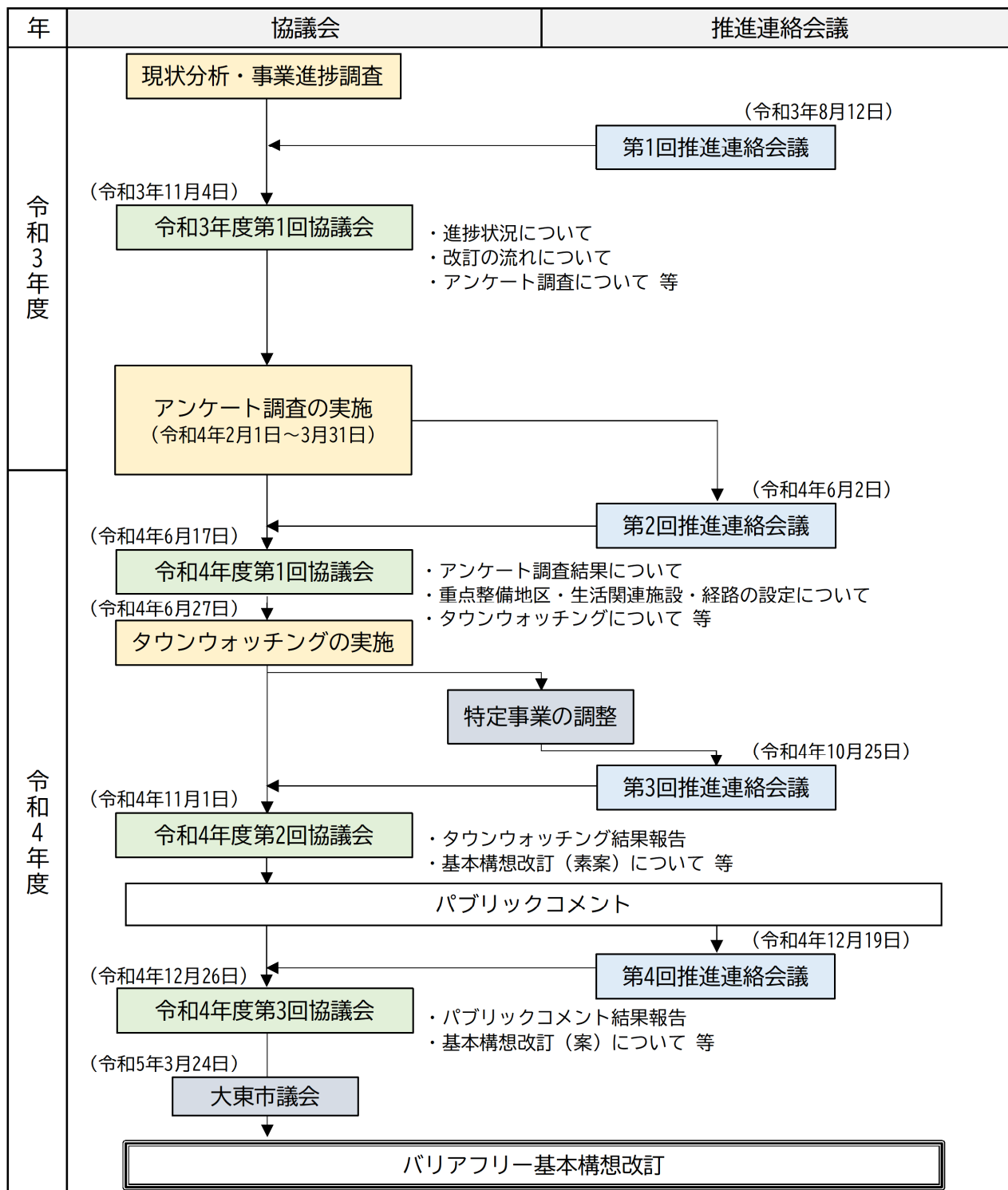


## 5. 参考資料

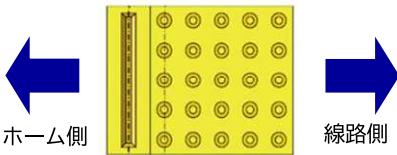

### 資料1. 基本構想改訂の経緯




## 資料 2. 用語の解説

※用語が複数ページに記載されている場合は、最初のページ番号を表示しています。

ア行			
一時避難場所	災害時の危険を回避するために一時的に避難し身を守る場所。		P59
移動等円滑化	高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること。		P5
ウェブアクセシビリティ	高齢者や障害者等心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体的条件に関わらず、ウェブで提供されている情報にアクセスし利用できること。		P89
音響信号機	視覚障害者用交通信号付加装置が付加された交通信号機。歩行者用灯器が青色であることを視覚障害者に知らせるため、外部のスピーカーより誘導音を鳴動させる。		P21
SNS	= (ソーシャル・ネットワーキング・サービス参照)		P51
カ行			
基本構想（バリアフリー基本構想）	高齢者、障害者等が日常生活、社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設等を含み、それらの相互施設間の移動が通常徒歩で行われる地区等において、公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために、市町村が作成する構想のこと。		P1
蹴込み（けこみ）	鉄道等の駅施設において、車椅子利用者が発券機から切符を購入する場合等、発券機に接近しやすいようにカウンター下部に設ける空間のこと。		P38
合理的配慮	障害のある人が、障害があっても当たり前の生活が感じられるように社会が配慮すること。具体的には、社会の中にある何らかの障害を取り除いて欲しいという意味が障害のある人から示された時に、負担が重すぎない範囲で対応すること。		P86
グレーチング	道路の排水路に設置される鋼製の蓋で、格子状の網目となっている。		P20
広域避難場所	地震等の災害時に火災が延焼拡大し、地域全体が危険になった時に避難し身を守る場所。		P59
勾配	傾斜の度合いを示し、水平 1mに対し 1cm上がれば 1%の勾配となる。		P20
心のバリアフリー	様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。 (P86 参照)		P1
コミュニティバス	地域住民の移動手段を確保するために自治体等が運行するバスのこと。		P24

サ行		
不当な差別的取扱い	障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯等を制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けること等のこと。	P86
指定避難所	災害によって短期間の避難生活を余儀なくされた場合に、一定期間の避難生活を行う施設。	P59
視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者を安全に誘導又は段差の存在等の警告若しくは注意喚起を行うために、路面等に敷設されている点状又は線状の突起をもったブロック。	P14
セミフラット形式	歩車道境界の識別性の確保と、歩道面に生じる勾配を少なくすることの両面を考慮し、縁石は歩道面より高く、歩道面の高さは5cm程度を基本とする歩道形式。(P57 図参照)	P78
ソフト対策	施設等の整備（ハード面）に対し、心のバリアフリーを推進する体制づくりや運用のあり方等、形の整備を行わない対策のこと。	P53
ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）	インターネット上で情報発信や人と人との交流を促進・サポートするサービスのこと。	P51
タ行		
タウンウォッチング	まちを歩いて観察し、課題等を調べること。様々な人と一緒に参加することで、多様な考えを共有することが期待できる。	P6
特定建築物	学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、老人ホーム等、不特定多数の者が利用する建築物又はその部分等のこと。「高齢者、障害者等の移動等円滑化の促進に関する法律施行令」で定められている。	P1
特定事業計画	バリアフリー化を進めるために、本基本構想に定めた事業を実施するための計画のこと。この計画に基づき特定事業を実施する。	P5
特定旅客施設	旅客施設のうち、利用者が相当数であること又は相当数であると見込まれる条件を満たしている施設のこと。国の方針で一日平均利用者数 3,000 人以上の旅客施設を原則として全てバリアフリー化することを目標としている。	P37
地域 SOS カード	高齢者が地域社会において安心かつ安全に暮らせる体制を構築し、高齢者の見守り活動及び安否確認強化を図る事業として、見守りに必要な情報を本人・地域の見守り機関・市が共有化するため、一人暮らしや高齢者等見守りに必要な個人情報の登録をしてもらうカードのこと。	P92
ナ行		
内方線付き点状ブロック	視覚障害者誘導用ブロックに、線が一本加わりどちら側に電車が来るの分かるようになったブロックのこと。  内方線付き点状ブロック	 P14

八行		
福祉避難所	災害時に高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等、一般的な避難所では生活に支障があるため、特別な配慮がされた施設。	P59
パブリックコメント	政策や計画の策定を行う途中で、事前にその計画等の素案を市民に公表し、それに対して意見や情報等をいただき、提出された意見等を考慮して政策等を決定し、寄せられた意見とそれに対する市の考え方を公表する制度のこと。	P6
バリアフリートイレ	体の不自由な方だけでなく、お年寄り、子ども連れ等様々な方が利用できる施設を備えたトイレのこと。車いす用の広いスペース、オストメイト用の汚物流し台、おむつ交換台等が設置されている。	P39
バリアフリーマップ	高齢者や障害者等が安心して外出できるようにバリアフリー施設の所在等を地図に表したものの。	P86
バリカー	駐車場や公園等に設置され、車の進入を防ぐためのポールのこと。	P44
		
フルフラット形式	車道と歩道が同じ高さの歩道形式のこと。	P78
ヘルプマーク	義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、又は妊娠初期の方等、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマークのこと。	P86
ホームドア	駅のホームで線路に面する部分に設置された可動式の開口部を持った仕切りのこと。ホーム上の利用者への安全対策の一つで、線路内への転落事故や列車との接触事故を未然に防ぐ。	P39
マ行		
マウントアップ形式	車道より歩道が 15 センチ程度高く、歩道の縁石と歩道面の高さが同じ歩道のこと。	P78
耳マーク	聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークのこと。	P93
ヤ行		
ユニバーサルデザイン	年齢や障害の有無にかかわらず、すべての人が利用できるようにデザインすること。	P4
ラ行		
路外駐車場	駐車場法に規定する路外駐車場であって、駐車面積が 500 m <sup>2</sup> 以上であり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するもののこと。	P59
路肩	道路の端部で、有効幅員以外の路面のこと。歩道のない道路では、歩行者の通行部として使用されている。	P58
	